

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◆訓令 鳥取県職員住宅管理規定の一部改正
- 鳥取県公印規程の一部改正
- ◆告示 土地改良事業計画の縦覧
- ◆公告 あん摩師、はり師、きゆう師試験の合格者
- ◆正誤 昭和三十年二月四日鳥取県告示第五十七号
中訂正

訓令

◆鳥取県訓令第五号

本庁内部々局

甲類附属機関

地方機関

鳥取県職員住宅管理規定（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第五条を次のように改める。

第五条 住宅の管理は、鳥取市所在の住宅にあつては人事課長、倉吉市所在の住宅にあつては中部地方事務所長、米子市所在の住宅にあつては西部地方事務所長（以下「管理者」という。）が行うものとする。

第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 独身寮に寮長及び副寮長各々一人を置く。

2 寮長及び副寮長は、入居の承認を受けて独身寮に入居している者の中からその過半数の同意を得て選出された者につき管理者がこれを命ずる。

第五条の三 寮長は、管理者の監督を受けて独身寮の管

理に従事する。

2 副寮長は、寮長を補佐し、寮長不在のときは寮長に代つて独身寮の管理に従事する。

3 寮長は毎月一回管理状況報告書(別記様式第五号)を管理者に提出しなければならない。

第六条を次のように改める。

第六条 住宅(独身寮を除く。)は、県内の県の事務所に勤務する職員、で次に掲げる者以外の者に貸与する。但し、東部地区(鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡)所在の県の事務所に勤務する職員には、鳥取市所在の住宅(独身寮を除く。)を、中部地区(倉吉市、東伯郡)及び西部地区(米子市、西伯郡、日野郡)所在の県の事務所に勤務する職員には、それぞれの地区所在宅を貸与するものとする。

- 一 臨時的任用職員
- 二 非常勤職員
- 三 配偶者のない職員(同居の子のある者を除く。)

四 特に入居させることを不相当と認められる職員

2 住宅のうち、独身寮にあつては、東部地区(鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡)所在の県の事務所に勤務する配偶者のない職員で次に掲げる者以外の者に貸与する。但し、配偶者のある職員で前項第一号、第二号及び第四号に該当しないものが単身赴任した場合において管理者が入居を適当と認めたる者についてはこの限りでない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる職員
- 二 同居の子のある職員

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 前条に定める者のほか、独身寮にまかない、婦二人以内を入居させることができる。

2 前項のまかない、婦は、管理者が選定する。

第七条中「住宅の管理を行う者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改め、「貸与しようとするときは、」の下に「前条のまかない、婦を除くほか」を加え

る。

第八条中「(別記様式第二号)」を「(別記様式第一号、別記様式第一号の二)」に改める。

別表

鳥取県職員住宅の名称、所在地及び使用料の額

職員住宅名称	所在地	一月使用料額
鳥一	鳥取市栗谷町七七	五四〇円
鳥二	江崎町四九	五四〇
鳥三	下好横町	四五〇
鳥四	下好横町	四五〇
鳥五	下好横町	四五〇
鳥六	倉吉市三明寺	四八〇
倉一	倉吉市三明寺	六八〇
米一	米子市久米町三九	五三〇
米二	米子市久米町三九	五三〇
独身寮	鳥取市下好横町	一〇〇

第十四条第一項中「管理者」の下に「(独身寮にあつては寮長を経て)」を加える。

別表を次のように改める。

鳥取県職員住宅独身寮管理状況報告書

1 使用料納入状況

所定使用料額	納入年月日	納入済額	納入未済額	未納の内訳と理由		
				金額	氏名	理由

2 入居者異動状況

前月末現在数	新入居者数	退去者数	現在数	異動の理由

3 建物及び附属物件の状況

年月日	き損又は滅失箇所	き損又は滅失の理由

4 備品の状況

品目	前月末現在数	き損又は滅失数	現在数	き損又は滅失の理由

上記のとおり管理状況を報告します。

昭和 年 月 日

寮長氏名

Ⓜ

管理者

殿

管理者 合 議 主 査

様式第一号の二

所 属 長 印	職員住宅（独身寮）入居申込書			
	勤務箇所			
職名	氏名 年令	才		
現住所	郡(市)	町(村)	大字(字)	番地
自家借家等の別	自宅	借家	間借	下宿(借料円)
居間の数	畳			
同居の親族数	人			
入居を必要とする事由(詳細に記載のこと)				
上記のとおりにつき職員住宅（独身寮）に入居申します。				
昭和 年 月 日				
氏名 Ⓜ				
管理者 殿				
管理者	合	議	主 査	
下記のとおり選定する。				

様式第一号の次に様式第一号の二として次のように加える。

備考 申込書記載欄中該当するものを○で囲むこと。

附 則

この訓令は公布の日から施行する。

鳥取県訓令第六号

庁 中 一 般
各 課

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

別表中

「出納長印第一号 別図(一〇)方二三出納長
 副出納長印第一号 別図(一一)方二三副出納長
 部長 印第一号 別図(一二)方二三総務課長
 課 印第一号 別図(一三)方三〇主務課長
 課長 印第一号 別図(一四)方二一主務課長」を
 「出納長印第一号 別図(一〇)方二三出納長
 職務代理者印第一号別図(一一)方二三副出納長

副出納長印第一号 別図(一二)方二三副出納長
 知事公室長印第一号別図(一三)方二三総務課長
 部長 印第一号 別図(一四)方二三総務課長
 課長 印第一号 別図(一五)方二二総務課長」に

「(一〇)鳥取県 出納長印 (一一)鳥取県 副出納長印 (一二)鳥取県 何部長印

「(一三)鳥取県 何部長印 (一四)鳥取県 何部長印 (一五)鳥取県 何部長印

「(一〇)鳥取県 出納長印 (一一)鳥取県 職務代理者印 (一二)鳥取県 副出納長印

「(一三)鳥取県 知事公室長印 (一四)鳥取県 部長印 (一五)鳥取県 課長印

に改め、「(一五)」を「(一六)」とし以下順次繰り下げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する第七条第一項の規定により、米子市東福原政木音二郎外十四人の者から数人が共同して行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び規約につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- 1 土地改良事業計画の写
- 2 規約の写

二 縦覧期間

昭和三十年四月二日から同年四月二十一日まで

三 縦覧の場所

米子市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

公 告

昭和三十年三月二十三日施行したあん摩師、はり師、きゆう師試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

- あん摩師試験合格者
- 受検番号
- 氏 名
- 坂口 徳己
- 第一号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行

鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取

二	終りから	九	下から	指定期限 五、三六二五	指定期間 五、三六二五
一	終りから	三	上から	官米子 大篠津	官米子 大篠津
七	終りから	三	上から	官米子 和 田	官米子 和 田
五	終りから	三	上から	官米子 夜見彦名界四	官米子 夜見彦名界四
〇	〃	四	〃	同	同
〇	〃	三	〃	同	同
〇	〃	二	〃	同	同
〇	〃	一	〃	同	同
一	始めから	九	〃	米子 富益	米子富益

第二号	櫻木敏雄	氏名	きゆう師試験合格者
第四号	船山進	氏名	受験番号
第五号	吉平貞行	氏名	第一号
第六号	田淵茂三郎	氏名	第二号
受験番号	藤原誠	氏名	正 誤
第一号	田中松男	氏名	正 誤
第二号	藤原誠	氏名	正 誤

昭和三十年二月四日鳥取県告示第五十七号中、誤植があるので次のとおり訂正する。

正	誤
受験番号	氏名
第一号	田中松男
第二号	藤原誠